【参考資料】

議案第91号　指定管理者の指定について

都市建設部みどり公園課

1　内　容　　朝霞中央公園、青葉台公園及び内間木公園の体育施設を除いた部分について、指定管理期間（令和4年4月1日から令和9年3月31日まで）が満了することから、指定管理者候補者を選定し、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、本議案を提出するものです。

2　指定管理者候補者　朝霞市本町1丁目26番1号
公益財団法人　朝霞市文化・スポーツ振興公社
理事長　益田　智美

3　指定期間　令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

4　指定方法　　随意指定

担当
都市建設部みどり公園課みどり公園係
電話463－0374